

1 (2) 事故情報データバンク

- 消費者庁に一元化された事故情報について、「事故情報データバンク」として整理・公表
- 事故情報データバンクは、地方公共団体、報道関係者、研究者、消費者等の様々な主体によって、事故防止に活用されることを期待

事故情報データバンクの概要

○平成21年度以降の日常の身の回りの製品、食品、サービスなどによる事故等が約19万件登録されており、関心のある分野の事故情報を検索できる。

○掲載内容は、事故発生日、発生場所、事故状況等の事故の概要。

○当該事故が製品等に起因していることが判明している場合は、事業者名、商品名が閲覧できる。

○平成28年度のアクセス数(12月末時点)は約13万件。運用開始当初(22年度:約7万3千件)から、アクセス数は毎年増加している。

トップページ

The screenshot shows the homepage of the Accident Information Data Bank System. At the top, there is a navigation bar with links for 'トップ' (Home), 'ヘルプ' (Help), 'よくある質問' (FAQ), 'お問い合わせ' (Contact Us), and 'リンク集' (Link Collection). There are also buttons for '文字を標準に戻す' (Reset text) and '文字を大きくする' (Enlarge text). The main content area features a search bar and a list of accident information topics. The '注目事故情報' (Featured Accident Information) section includes links for '延長コード【New】' (Extension Cord), '電気ストーブ(カーボンヒーター)' (Electric Heater), '扇風機' (Electric Fan), and 'タンス' (Chest of Drawers). The '注目事故情報リスト' (Featured Accident Information List) section includes links for '高齢者の事故情報リスト' (Accident Information List for the Elderly), '充電器の事故情報リスト' (Accident Information List for Chargers), '自転車の事故情報リスト' (Accident Information List for Bicycles), and '保育施設の事故情報リスト' (Accident Information List for Childcare Facilities). The '検索ワードランキング' (Search Word Ranking) section lists the top 10 search terms: 1. 柔軟剤 (Fabric Softener), 2. フェイスリフト (Facelift), 3. 美容整形 (Cosmetic Surgery), 4. エコキュート (Eco-Cute), 5. 自転車 (Bicycle), 6. レーシック (Refractive Lens Exchange), 7. 健康食品 (Health Food), 8. 化粧品 (Cosmetics), 9. 太陽光 (Solar Power), 10. エネファーム (Enefarm). At the bottom, there is a search bar with the text '事故情報を閲覧する' (View Accident Information) and a button 'フリーワードで検索する' (Search with Free Word). The search bar shows the number of registered cases for the period from September 2019 to the present: 155,212 cases.

【プレスリリースによる情報提供】 ※プレスリリースは消費者庁ホームページにも掲載



News Release

平成 28 年 10 月 24 日

0 歳児の就寝時の窒息死に御注意ください！ ～家庭内で、就寝時に窒息死事故が多数発生しています～

0 歳児における不慮の事故死の中では、窒息によるものが占める割合が高く、特に就寝時の窒息死事故が多数起きています。

1. 消費者庁が、厚生労働省「人口動態調査」の調査票情報を入手・分析したところ、平成 22 年から平成 26 年までの 5 年間で、0 歳児の就寝時の窒息死事故が、160 件（不慮の事故死全体（502 件）の 32%）確認されました。
2. 窒息事故の防止のため、できるだけベビーベッドを使用し、子供が払いのけられる子供用の軽い掛け布団や、顔が埋まらない固めの敷き布団や枕を使うなどの注意が必要です。また、1 歳になるまでは、寝かせる時はあお向けに寝かせましょう。

※なお、子供が事故や窒息ではなく原因不明で突然死亡してしまう、乳幼児突然死症候群（SIDS：Sudden Infant Death Syndrome）という病気があります。厚生労働省によると、あお向けに寝かせることで、SIDS の発症率が低くなるというデータもあります。

1. 事故情報

(1) 就寝時の窒息死事故の発生件数

消費者庁が、厚生労働省「人口動態調査」の調査票情報（平成 22 年から平成 26 年までの 5 年間分）を入手・分析したところ、0 歳児の就寝時の窒息死事故が 160 件（不慮の事故死全体（502 件）※1 の 32%）確認されました。そのほとんどが家庭内で発生しています。



News Release

平成 28 年 12 月 7 日

店舗・商業施設で買い物中の転倒事故に注意しましょう ～師走・クリスマス・お正月の買い物は注意して～

消費者庁には、消費者の店舗・商業施設¹での事故情報²が 845 件寄せられています。このうち 7 割以上の 602 件が、買い物中に滑る、つまずく等によって起きた転倒事故です。

消費者の皆様は、買い物中には、濡れた床、段差や凹凸、床に置かれた商品箱等、足元や周囲の状況に注意を払って、転倒事故に遭わないようにしましょう。特にこれからの時期は、クリスマスや年末年始に備えて買い物をする頻度が高くなりますので、要注意です。

転倒事故の 3 割以上の方が骨折など治療期間 1 か月以上のけがを負っています。高齢になるにつれて、足元や周囲に想定外の変化があった時、その対応が遅れがちになります。専門家から転倒予防についてのコメントをいただきましたので、参考にしましょう。

関係業界団体には、消費者が安全に買い物をできるよう、こまめな安全点検や速やかな安全対策、及び、高齢者や障害をお持ちの方の安全への配慮について、協力して取り組んでいただくよう会員への周知をお願いしました。

1. 店舗における転倒事故の状況

(1) 店舗における事故

消費者庁には、店舗・商業施設での消費者の事故情報³が 845 件寄せられています。そのうち 7 割以上の 602 件が、濡れた床や駐車場等での滑り又はつまずきによる転倒事故です。（図 1）

転倒事故は、床面での滑り事故が最も多く、次いで店舗内床面の段差や凹凸によるつまずき、駐車場の路面の段差や凹凸によるつまずき、床に置かれた商品や荷物用台車等でのつまずきの順になっています。また、店員が回収中のショッピングカートや移動中の荷物用台車が衝突されたことによる転倒事故も起きています。

2 (2) SNSを通じた注意喚起情報の発信 (Twitter、facebook)

- 消費者庁では、平成25年1月からtwitter、平成28年4月からfacebookのサービスを開始。平成28年12末月時点で、登録者数はtwitterが約18万人、facebookが約600人である。
- 事故防止の注意喚起にも活用している。

<Twitterの活用事例>



フォローする

歩行型除雪機を使用中の事故が毎年発生しており、昨年度の冬も、平成27年12月から平成28年2月までの間に7件の事故情報（うち4件は死亡事故）が消費者庁に寄せられています。除雪作業前に正しい使い方を確認し、安全に使用しましょう。詳しくはcaa.go.jp/policies/polic...



フォローする

【注意！子どもの事故】カップ麺でのやけどに気を付けましょう！ 詳細は「子ども安全メールfrom消費者庁Vol.322」で→
caa.go.jp/kodomo/mail/pa...

<Facebookの活用事例>



2016年12月27日 23:47

【注意喚起】消費者庁には、ストーブ、こたつ、加湿器、湯たんぽといった暖房器具等による子供のやけど、けがの情報が寄せられており、毎年12月から1月にかけてがピークとなっています。事故の中には、自宅ではなく祖父母宅などの、環境が通常とは異なる外出先で発生したものもありました。子供は好奇心が旺盛で、見たことのない製品があれば触りたがるのが考えられます。また、自宅で使用しておらず使い慣れていない製品の危険性については、保護者にとっても認識しづらいものです。年末年始は、帰省や旅行等で自宅以外に滞在することが増える時期でもありますので、特に注意しましょう。詳しくはこちら
→http://www.caa.go.jp/.../cons.../release/pdf/161122kouhyou_2.pdf
[PDF:708KB]

やけどの原因となる物に
触ることができないような
環境作りが大切です



2 (3) 子供安全メール

【子ども安全メールの配信】

- 毎週木曜日に、主に、0歳～小学校入学前の子どもの安全情報を配信。
- 事故予防の豆知識や、消費者庁に集約される事故情報を基にした注意喚起情報などを配信。ツイッターでも同時に配信。
- 平成28年12月末時点の登録者数はPC、携帯メール版の合計で約3万人。



(最近の配信メールのタイトル)

- カップ麺でのやけどに気を付けましょう！(1/12配信)
- ウイルス感染を予防しましょう！(1/5配信)
- ショッピングカートでの子供の事故に注意しましょう(12/22配信)
- お菓子里に原材料表示にないアレルギー物質が混入！(12/15配信)
- おもちゃを選ぶ時は、安全面に配慮しましょう。(12/8配信)

2 (5) 事業者団体への周知依頼等の例

- 所管官庁のガイドラインの周知(エア遊具等遊戯施設での事故、機械式立体駐車場における事故)
 - 経済産業省の「商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン」
 - 国土交通省の「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」
 - 国土交通省の「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」の手引き
- 業界団体による研修の実施等安全対策の強化(エア遊具等遊戯施設での事故)
- 施設の管理者による安全対策の推進(エア遊具等遊戯施設での事故、機械式立体駐車場における事故)
 - エア遊具の運営受託事業者を選定する際に、当該事業者が「安全運営10ヶ条」の遵守等の安全対策を実施できるかを確認することや、実際に安全対策が実施されているか、実地調査等により定期的に確認することが重要であることを周知
 - マンション等の機械式立体駐車場の管理組合や利用者に向けてまとめた「管理者向け自己チェックシート」の周知